

千葉県印旛郡市少年野球連盟

規 則

<改定内容>

1. 「4. 大会」

「(7) 大会での得点差によるコールドゲームは、3回均等回終了後15点差、5回均等回終了後7点差とする。但し、決勝戦については7回戦とし、タイムゲーム及び得点差によるコールドゲームは適用しない。」の内、下線部分を削除する。

2. 「4. 大会」

「(21) イ) 監督が同一イニングに同一投手の所に二度目に行くか行ったとみなされた場合には、投手は交代しなければならない。但し、交代した投手が他の守備位置につくことはできるが、同一イニングに再び投手に戻ることはできない。」の内、下線部分を削除する。

3. 「7. 附 則」

「(6) 本規則は平成23年2月26日より適用する。」を追記する。

千葉県印旛郡市少年野球連盟規則

連盟規約第36条に基づき、大会等は以下の規則により実施する。

1. 登 録

- (1) 本連盟及び関係団体(千葉県野球協会、千葉県少年野球連盟)の大会に参加するには、当該連盟に登録をし承認を受けなければならない。
- (2) 選手及び指導者の登録は、所定の期日(第1回大会抽選会)までに当該連盟に登録名簿、登録費、年会費の納入をもって完了する。
- (3) 年度途中に登録名簿に変更があった場合は、当該大会の当日までに連盟役員(当該地区理事)に登録(変更)名簿を3部提出しなければならない。
- (4) 登録名簿に変更があるにも関わらずこれを怠って大会に出場していることが判明した場合は、当該大会は失格とする。
- (5) 登録名簿の氏名、背番号、学校名、学年等は省略しないで正確に記入する。また、名簿への記入は主将、投手、捕手、内野手、外野手の順に記入する。
- (6) 背番号は、監督30番、コーチ29番、28番、主将10番とし、他の選手は0～27番の25名以内とする。
- (7) 自チームの他の選手と異なったユニフォームを着用した選手は試合に出場できない。また、監督、コーチは選手と同一のユニフォームを着用する。
- (8) 大会等で不正行為があった場合は、相手チームを勝者とし理事会に諮って当該チームの登録を取り消すことがある。

2. 役 員

- (1) 役員(理事)の定数については「役員(理事)定数規程」を別に定める。
- (2) 会長、副会長は理事を兼ねる。
- (3) 役員の任期は1期2年とし、再任は妨げないが、顧問(会長退任者)は3期、参与(副会長退任者)は2期を限度とする。
- (4) 本連盟を代表しての関係団体(千葉県少年野球連盟)役員の推薦については、会長が理事会に諮り推挙するものとする。

3. 会 議

- (1) 代表者会議(大会抽選会)は各大会の2週間前迄に行う。
- (2) 代表者会議は連盟役員及び大会参加チームの代表者(指導者)が1名以上必ず出席しなければならない。
- (3) 代表者会議への欠席チームは大会不参加とみなす。なお、緊喫の事情により事前に連絡のあったチームは、会長の判断により代理抽選を認めることがある。

4. 大 会

- (1) 試合は7回戦トーナメント戦とし「タイムゲーム」を適用する。1時間45分を超えて新しい回に入らず、その回をもって勝敗を決する。同点の場合は直ちに「特別延長戦」を適用する。
特別延長戦は、一死満塁「一塁走者は前回攻撃終了時の最終打者、二塁走者は前打者、三塁走者は前々打者」とし、前回終了時の次打者から継続打順で攻撃し三死まで行い勝

敗を決する。なおも同点の場合は継続打順でさらに一回行い勝敗が決しない場合は抽選により勝敗を決する。選手の交代は通常と同様である。

- (2) 大会への出場チームは特に定めのない限り開始予定時刻の60分前には球場に到着し、開始予定時刻の40分前までに監督、主将が本部或いは球場責任者に打順表3部を提出する。その際に両チームの主将がジャンケンにより攻守を決定する。
- (3) 試合開始予定時刻を超えても球場に未到着でしかも無連絡のチームは、大会役員（球場責任者）と審判団協議のもとに放棄試合とみなす。
- (4) 試合でのベンチサイドは抽選番号の若番チームが一塁側に入る。
- (5) ベンチに入ることができるのは、代表者、監督、コーチ、スコアラー、介護員（女性に限る。）の6名及び登録選手とする。（その内認定指導有資格者を1名以上含むものとする。）
- (6) 低学年（4年生以下）大会は「千葉県少年野球低学年大会特別規則」に準ずる。
- (7) 大会での得点差によるコールドゲームは、3回均等回終了後15点差、5回均等回終了後7点差とする。但し、決勝戦については7回戦とし、得点差によるコールドゲームは適用しない。
- (8) 日没・降雨によるコールドゲームの適用は、4回終了後適用する。また、4回終了前については、特別継続試合（サスペンデットゲーム）とし、後日の第1試合前に行う。日没・降雨の判断は、当該球場責任者、当該球場責任審判員が両チームの監督を招集し協議して決定する。決勝戦は、日没・降雨により5回前に試合を中止した場合は、後日再試合とする。
- (9) 試合開始前のシートノックは、後攻チームから開始し5分以内とする。但し、試合の進行状態によっては行はないこともある。
- (10) 臨時代走（コーターシーランナー）については、試合の迅速化を図るため当該試合出場の9人の中から代走（打順前位の者、投手、捕手を除いてもよい。）を認める。
- (11) 試合での投手の投球練習は、初回のみ7球以内とし2回以降は4球以内とする。但し、季節により練習球の考慮や試合運行上から練習球を少なくする場合がある。
- (12) 打者、次打者、走者、ランナーズコーチャー、球審及びノッカーにボールを渡す選手はヘルメットを、捕手（控え捕手を含む。）はマスク（スロートガード付）、プロテクター、レガース、ヘルメットを必ず着用する。
- (13) 捕手がレガース、プロテクター等を着用する場合、当該チームの監督は他の選手又はユニホーム着用の指導者に捕球させるなど試合の迅速化に努める。両チームの監督は、攻守交代時或いは交代の選手には駆け足をさせる。
- (14) 監督、コーチは試合中ベンチ内から指揮指導を行う。但し、監督に限り審判にタイムを告げた後、グラウンドに出て指示等を行うことができる。なお、メガホンの使用は監督に限る。
- (15) 監督、コーチ、選手、応援者は、審判員或いは相手チームに対して野次や罵声を発したり個人攻撃をしてはならない。
- (16) バット等の用具は全日本軟式野球連盟（JSBB）マーク入りのものを使用し、連盟が認めたものとする。また、大会使用球は「全軟連」公認C球とする。
- (17) 試合中は、選手のグラウンドコート着用を禁止する。但し、降雨等で大会審判員が着用を認めた場合はこの限りでない。
- (18) グラウンド内及びベンチ内での喫煙は認めない。
- (19) 大会のグラウンドは清潔にし、使用後は整理清掃、後始末まで責任を持つ。
- (20) 健康管理上、同一投手の投球回数は特別延長戦を含み1試合5イニング以内とする。

2試合ある場合は、2試合目も5イニング以内とする。

- (21) イ) 監督が同一イニングに同一投手の所に二度目に行くか行ったとみなされた場合には、投手は交代しなければならない。
- ロ) 監督が相手チームのタイム中に投手の所へ行くことはよいが、プレーを遅らせた場合には投手の所へ一度行ったこととする。

5. 審 判

- (1) 審判員は本則及び公認野球規則に基づいて担当の試合を主宰するとともに試合中はグラウンド内における規律と秩序を保持する責任と権限を有する。
- (2) 審判は原則として若番の一塁側チームが球審と二塁塁審を、三塁側のチームが一塁と三塁の塁審を担当する。但し、担当の部署を両チーム協議のうえ交替して行うことができる。
- (3) 大会の審判は帯同審判とするが、準々決勝以降は連盟審判部が行う。
- (4) 審判員は試合開始予定時刻の60分前には担当の球場に集合し、球場入りした審判員は球場責任者又は審判責任者に到着の報告を行い、当該球場のグラウンドルールについての説明を受けるなどして担当の試合に備える。
- (5) 審判に対する抗議権はプレー中の当該選手と監督に限る。
- (6) 試合中の審判員の変更交代は認めない。但し、緊急止むを得ない事態が発生した場合はこの限りでない。

6. 運 営

- (1) 地区選抜大会の出場チーム数及び選抜方法については、「地区選抜代表チーム選出規程」を別に定める。
- (2) 大会の開催並びに開催地区、開催時期については、年度当初の理事会、総会で決定する。
- (3) 大会は主催を本連盟、主管を開催地区連盟、共催、協賛、協力等をスポーツ少年団或いは市町村、市町村教育委員会として開催要領を定め実施する。
- (4) 大会は会長が大会会長となり大会本部を開催地区に設置する。
- (5) 大会本部は開催地区の役員（理事）が本部長となり当該大会を主宰する。
- (6) 大会本部長は、会長より委任された大会参加費を適正に執行する。なお、本部長は大会終了後速やかに会長に決算報告を行うものとする。
- (7) 大会は開会式を行う。但し、特別の事情がある場合は、理事会、代表者会議の承認のもとに行わないことができる。
- (8) 大会開会式での選手宣誓は大会開催地のチーム主将が行う。
- (9) 大会本部長は大会会場に必ず球場責任者及び責任審判員を配置し運営にあたらせる。
- (10) 大会参加チームは当該球場責任者及び責任審判員の指示に従うと共に大会の運営には積極的に協力する。
- (11) 球場責任者（責任審判員を含む。）は、チーム同伴の父兄等にはベンチより離れた場所、試合の妨げにならない場所を設置指定し当該場所で応援させる。
- (12) 大会を棄権する場合は、試合日の3日前までに大会役員に連絡する。
- (13) 学校行事で試合の延期を申し出る場合の適用範囲は、正規の授業で「出欠」に関係あるもののみとする。

- (14) 雨天の場合の決行、中止については、試合開始予定時間の2時間前までに大会本部で決定するので当該開催地の本部役員に問い合わせる。
- (15) 小雨等の場合は、中止（順延）ではなく試合開始時間或いは球場を変更して行うこともあるので、大会出場チームは独断で中止、決行を決めない。
- (16) 会長は大会の結果に基づき関係団体（県連盟等）の大会に本連盟代表チームを派遣する。派遣のチーム数は関係団体の大会規則に基づく。
- (17) 大会での選手の負傷、疾病については、応急手当はするがその後の責任は負わないので、各チームはスポーツ障害保険等に参加して事故に備える。
- (18) 本連盟関係者の慶祝、見舞い、弔意のための「慶弔規程」を別に定める。
- (19) 本連盟を代表しての対外試合（千葉県地域対抗6年生選抜大会等）出場チームに対する「連盟統一ユニホーム貸与規程」を別に定める。
- (20) その他本連盟の運営にあたり疑義が生じた場合は、理事会で決定し総会に報告する。

7. 附 則

- (1) 本規則は平成3年3月3日より適用する。
- (2) 本規則は平成15年3月9日より適用する。
- (3) 本規則は平成17年3月5日より適用する。
- (4) 本規則は平成20年4月20日より適用する。
- (5) 本規則は平成22年2月27日より適用する。
- (6) 本規則は平成23年2月26日より適用する。